



# 事業系廃棄物の正しい出し方

Contents

- P1 ごみの種類と処理の流れ
- P2-3 分別表
- P4 分別排出の方法
- P5 ごみ処理の委託契約の流れ
- P6 ごみ減量・分別ツール
- P7 事業系廃棄物の分類早見表
- P8 よくある質問

家庭ごみと出し方が違います！

## ごみの種類と処理の流れ



- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、事業活動に伴って生じたごみ（事業系廃棄物）は、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- ・ 事業系廃棄物は産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類されます。これらを適正に処理するためには排出事業者が分別して排出しなければなりません。
- ・ 事業系廃棄物は家庭ごみ用の有料指定袋（黄色、透明）を使って、市の収集に出すことはできません。  
透明袋を使い **p4**、収集運搬の許可を持った業者に委託するか、自ら運搬し、処分施設に搬入してください。




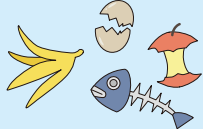
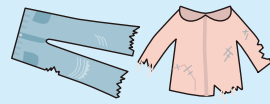

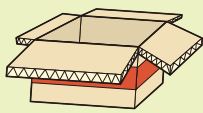

※缶やびん、古紙など、一部の資源物は許可業者以外も収集できます。

# 分別表

事業所で出る主なごみは  
以下のとおり分類されます

- 事業系一般廃棄物について  
区分に応じてクリーンセンターや契約している処分施設へ自己搬入することもできます。
- 産業廃棄物について  
・品目ごとに許可を受けている施設に搬入してください。  
・品目に応じて契約している処分施設へ自己搬入することができます。  
(クリーンセンターで受け入れていません。)

- 下表の\*印の資料について  
「京都こごみネット」に掲載しています。  
京都こごみネット⇒事業者のみなさま⇒事業者の皆様向けダウンロード資料
- 下表の★印について  
限定された業種から排出される廃棄物のみ「産業廃棄物」となります。

区 分		具 体 例	排 出 方 法
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	★ <b>リサイクルできない紙類</b> 汚れのついた紙など 	一般廃棄物収集運搬業者に委託
		★ <b>厨芥類</b> 食品の売れ残り, 食べ残した物 調理くずなど 	○一般廃棄物収集運搬業者に委託 ○ <b>厨芥類, 木くず, 古布は, リサイクルが可能です。</b> リサイクルについては委託されている許可業者に御相談ください。
		★ <b>木くず</b> 木製品, せん定枝など 	○木くずのリサイクル施設は「剪定枝・刈草等のリサイクルBOOK」*に掲載しています。
		★ <b>古布</b> 不要になった衣類など 	
	リサイクル可能な紙類 〔条例により分別義務化〕	★ <b>新聞</b> 	○一般廃棄物収集運搬業者や資源回収業者に委託 ○機密書類について, まずは取引されている方等にご相談ください。「機密書類に対応できる事業者一覧」*に依頼することもできます。 ○リサイクル可能な紙類は, 委託業者に確認又は「雑がみ分別図鑑」*を見て確認してください。
		★ <b>ダンボール</b> 	
★ <b>雑がみ</b> 雑誌OA, 用紙シュレッダーくず, 機密書類, メモ用紙, 郵便物, 封筒, 紙袋, ボール紙, 空き箱, パンフレット, カタログ など 			

リサイクル可能なもの

産業廃棄物

品目

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃油
- 4 廃酸
- 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類
- 7 ゴムくず
- 8 金属くず
- 9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 10 鉱さい
- 11 がれき類
- 12 ばいじん
- 13★紙くず
- 14★木くず
- 15★繊維くず
- 16★動植物性残さ
- 17★動物系固形不要物
- 18★動物のふん尿
- 19★動物の死体
- 20 政令第13号廃棄物
- 21 輸入された廃棄物

**缶** 飲料用の缶など



**びん** 飲料用のびんなど



**ペットボトル** 飲料用などのペットボトル



**プラスチック類**

弁当・カップ麺の容器、ラップ類、トレイ、ビニール袋、発泡スチロール、化学繊維など



**金属類** 刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類などその他金属製のもの（事業所の机、椅子、ロッカーなど）



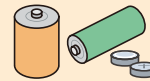
**ガラス陶磁器類**

コップなどのガラス類、陶器類など



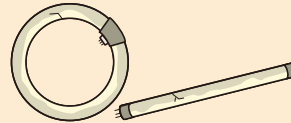
**電池類**

乾電池、充電電池など



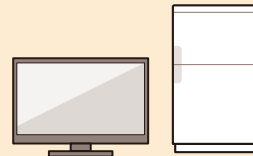
**水銀使用製品**

蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池 など



**家電リサイクル対象製品**

テレビ、エアコン冷蔵（凍）庫、洗濯機、衣類乾燥機



**その他混合物**

電話、プリンター、パソコン など



○産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託  
○缶やびんなどは、リサイクルが可能なので分別し、リサイクルしましょう。

○産業廃棄物処理業者に委託  
○プラスチック類や金属類など、可能な限りリサイクルをお願いします。

「水銀使用製品産業廃棄物」を取り扱う産業廃棄物処理業者に委託

産業廃棄物処理業者に委託又は、販売店やメーカーに問合せ

産業廃棄物処理業者に委託

# 分別排出の方法

分別回収箱の配置例やごみの保管方法などを紹介します。



## POINT1 ごみの種類ごとに回収ルートを確保

- 処理の許可を持った業者に委託する場合は、ごみの種類ごとに委託契約を締結します。 [p5](#)



## POINT2 廃棄物保管場所の整備

- 分別した廃棄物は、種類ごとに保管します。
- 保管場所には囲いを設けて関係者以外の者が立ち入らないようにしてください。
- 飛散、流出、悪臭の発散が生じないように、必要に応じて容器等を使用するとともに、ねずみの生息や蚊、はえ等の発生を防ぎましょう。

廃棄物保管場所掲示板の例

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック 廃蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄物)
管理者氏名	(株)〇〇総務課〇〇〇
管理者連絡先	075-000-0000
注意事項	関係者以外立入禁止

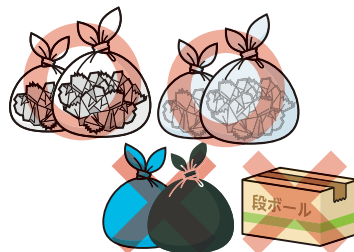
(廃棄物処理法施行規則第8条)

※屋外で容器を用いず保管している場合は「最大保管高さ」を記載します。

## POINT3 燃やすごみは透明袋を使用※

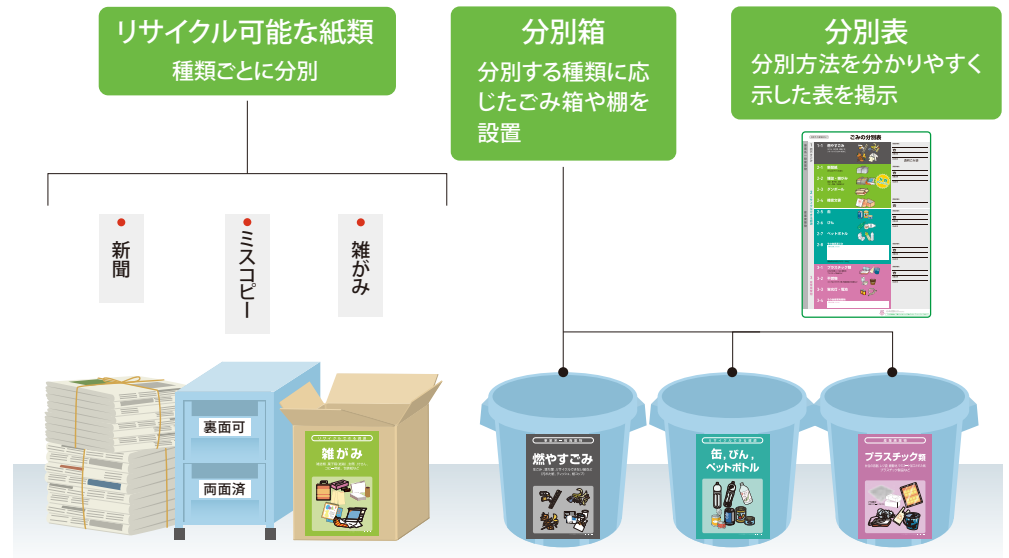
- 袋の中の新聞紙の文字が読める程度の透明（無色透明又は白色透明に限る）で、90リットルまでの丈夫な袋をお使いください。
- 有色袋や紙袋（米袋など）ダンボール箱は使用できません

※産業廃棄物の排出時に使用する袋については、ごみ収集を委託する収集業者に御相談ください。



## POINT4 分別回収箱等の配置

- ごみの発生する場所・種類・量を把握し、種類等に応じて自社に合った分別回収箱を配置しましょう。分別表示はホームページからダウンロードできます。 [p6](#)
- その他、家電や大型のごみなど、普段出ないごみの取り扱いについては収集業者と相談しましょう。



## 社内での分別ルールの徹底に向けて

- 分別回収箱にイラストや写真での例示、間違えやすいものの紹介をするなど、誰が見ても分かる環境づくりをしましょう。
- 研修会・講習会の開催、朝礼・定例会議の場での周知、メールや回覧での周知により、社内で分別ルールを共有しましょう。

# ごみ処理の委託契約の流れ

ごみ処理業者との契約方法や注意点などを説明します。

## ごみの種類と量を把握

## 事業系廃棄物の種類と量を確認します。

- 京都市や京都府のホームページなどを参考に業者を選びます。
- 一般廃棄物については、京都環境事業協同組合に、産業廃棄物については（公社）京都府産業資源循環協会、（一社）京都府産業廃棄物3R支援センターに相談します。p8

## 収集運搬業者を選定 (産業廃棄物は処分業者も選定)

## 収集運搬業者と相談 (産業廃棄物は処分業者とも相談)

- 次の3点を伝えます。
- 事業系廃棄物の種類、量
  - 事業所所在地
  - 事業内容

## 収集運搬業者と委託契約を締結 (産業廃棄物は処分業者とも委託契約を締結)

- 収集・搬入の頻度・方法・料金などを決定します。
- 契約を交わします。

## 産業廃棄物の委託時の注意

### 必ず書面により契約

産業廃棄物の収集・運搬や処分を委託する場合は、廃棄物の種類に応じて、許可を受けた業者と書面により契約する必要があります。

### 委託業者の許可証を確認

収集運搬業者及び処分業者からそれぞれ許可証の写しを受け取り、適正な処理が可能かどうか廃棄物の種類ごとに確認してください。

### 2者間で契約

排出事業者と収集運搬業者、処分業者の3者で契約することは違法です。必ず、排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者の2者間で契約しましょう。ただし、収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、同一の契約で問題ありません。

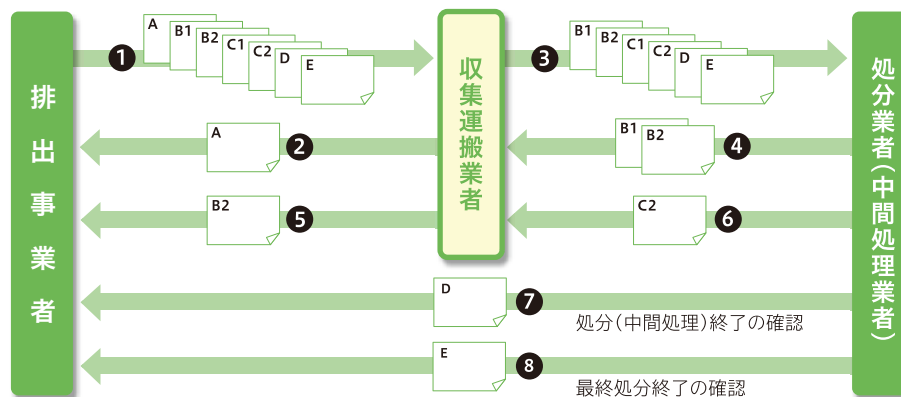
## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、引渡しに当たって、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する必要があります。マニフェストには、「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」ということを記載します。

マニフェストを積荷とともに流通させることにより、廃棄物の流れや処理状況を自ら把握・管理することができます。



## マニフェストの流れ



### 廃棄物引渡し時

① 排出事業者は、マニフェストに必要事項を記載し、確認の上、廃棄物と共にマニフェストの7枚全てを収集運搬業者に交付

### 運搬終了後

- ② 排出事業者は、収集運搬業者の署名が入った [A 票] を控えとして受け取って保存
- ③ 収集運搬業者は、処分業者に [B1・B2・C1・C2・D・E 票] を回付
- ④ 処分業者は、署名後 [B1・B2 票] を収集運搬業者に返却
- ⑤ 収集運搬業者は、運搬終了後 10 日以内に [B2 票] を排出事業者に送付

### 処分終了後

- ⑥ 処分業者は、処分終了後 10 日以内に [C2 票] を収集運搬業者に送付
- ⑦ 処分業者は、処分終了後 10 日以内に [D 票] を排出事業者に送付
- ⑧ 処分業者は、最終処分終了の確認後 10 日以内に [E 票] を排出事業者に送付

※ マニフェストの返送がない場合は、京都市長への報告が必要です。

産業廃棄物について、詳しくは、**廃棄物指導課**までお問合せください。(電話:075-366-1394)





# ごみ減量・分別ツール

分別に役立つごみ減量・分別ツールを市のホームページからダウンロードできます。

6



1

初心者にも分かりやすく処理方法を解説  
廃棄物の適正処理ガイドブック

2

雑がみ分別の手順などを分かりやすく紹介  
雑がみ分別の手引き・図鑑

3

ごみ箱などの分別表示に活用  
ごみの分別表示

①～③は、以下からダウンロードできます

京都ごみネット

⇒事業者のみなさま

⇒事業者の皆様向けダウンロード資料

京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト  
京都ごみネット  
<http://kyoto-kogomi.net> ごみネット 検索



## column クリーンセンターで搬入物検査を実施中！

京都市では、クリーンセンター（ごみ焼却施設）へのリサイクル可能な紙類や、産業廃棄物などの不適正な搬入を防ぐために、搬入物検査を年間200回程度（平成29年度186回）実施しています。



まだ分別が徹底されておらず、不適物が混入しているものが少なくありません。

ルール違反のごみを発見した場合、市職員が排出した事業者へ指導を行います。



カタログ・OA用紙



PPテープ



ペットボトル

# 事業系廃棄物の分類早見表

一廃 一般廃棄物
 産廃 産業廃棄物
 リサ リサイクル可能なもの

※「廃プラスチック類」は「廃プラ」と記載（紙類は分別義務があります）  
 ※「水銀使用製品産業廃棄物（水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。）」は「水銀廃棄物」と記載。

	名称	分類	産廃品目	備考	
あ	空き缶	産廃 リサ	金属くず		
	空きびん	産廃 リサ	ガラスくず		
	アクリル板	産廃	廃プラ		
	衣装ケース	産廃	廃プラ		
	一斗缶	産廃	金属くず		
	椅子	産廃	廃プラ 金属くず	木製であれば、一廃（ただし、木製品製造業等は産廃）	
	衣類乾燥機	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 p3	
	インクカートリッジ	産廃	廃プラ		
	うちわ（骨がプラ製）	産廃	廃プラ	紙部分を分離した排出が望ましい	
	エアコン	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 p3	
	鉛筆	一廃			
	塩化ビニル管	産廃	廃プラ		
	OA用紙	リサ			
	か	化学繊維製品	産廃	廃プラ	
		傘	産廃	廃プラ 金属くず	
		カセットテープ	産廃	廃プラ	
		カセットボンベ	産廃	金属くず	中のガスは使い切ること
紙くず		リサ			
花びん		産廃	ガラスくず		
壁紙		産廃	廃プラ		
紙袋		リサ		内側がプラ加工であれば、リサイクル不可。紙（一廃）とプラ（産廃）の割合が多い方の分類で処理	
ガラス製品		産廃	ガラスくず		
紙箱		リサ			
紙パック		リサ			
紙やすり		一廃			
瓦		産廃	陶磁器くず		
乾燥剤シリカゲル		産廃	汚泥	粒状は一廃	
記録メディア（CD、DVD等）		産廃	廃プラ		

金庫	産廃	金属くず	材質によっては混合物	
靴	一廃		化学繊維製であれば産廃	
クリアファイル	産廃	廃プラ		
蛍光灯	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	水銀廃棄物	
結束バンド	産廃	廃プラ		
小型家電製品（電話、プリンター等）	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず		
ゴム製品	産廃	ゴムくず	天然ゴム製は「ゴムくず」、合成ゴム製は「廃プラ」	
こ	雑がみ	リサ		
	シールの台紙	一廃		
	自転車	産廃	廃プラ 金属くず	
	シャープペンシル	産廃	廃プラ	
	充電器	産廃	廃プラ 金属くず	
	シュレッダーくず	リサ		
	消火器	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり
	新聞・雑誌	リサ		
	スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
	ストーブ	産廃	廃プラ 金属くず	
	ストロー	産廃	廃プラ	
	スプリングマット	産廃	廃プラ 金属くず	
	スポンジ	産廃	廃プラ	
	炭（未使用）	一廃		
	スリッパ	産廃	廃プラ	
	生花	一廃		
	石けん	産廃	廃油	
洗濯機	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 p3	
せん定枝・刈草（枝葉・竹）	一廃 リサ			
た	体温計	産廃	金属くず ガラスくず	水銀体温計は「水銀廃棄物」
	体温計（デジタル）	産廃	廃プラ 金属くず	
	台車	産廃	廃プラ 金属くず	
	たばこ（吸い殻）	一廃		
	ダンボール	リサ		
	机	産廃	廃プラ 金属くず	木製であれば、一廃（ただし、木製品製造業等は産廃）
	電気コード	産廃	廃プラ 金属くず	
	電球	産廃	金属くず ガラスくず	
	電池	産廃	汚泥 金属くず	一部水銀廃棄物
	陶器	産廃	陶磁器くず	
	トタン	産廃	金属くず	

な	テレビ	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	家庭用は家電リサイクル法対象 p3	
	長靴	産廃	廃プラ		
	生ごみ（厨芥類）	一廃 リサ		食品製造業等は産廃	
	南京錠	産廃	金属くず		
	ネット	産廃	廃プラ		
	粘着テープ	一廃		化学繊維製であれば産廃	
	は	灰	産廃	燃えがら	
		廃食用油	産廃	廃油	
		パソコン	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり
		バッテリー	産廃	廃酸 廃プラ 金属くず	
発泡スチロール		産廃	廃プラ		
ハンガー		産廃	廃プラ 金属くず		
ビデオテープ		産廃	廃プラ		
ビニールホース		産廃	廃プラ		
フィルム		産廃	廃プラ		
古布（衣類、毛布、布団等）		一廃 リサ		化学繊維は産廃	
へ	ペットボトル	産廃 リサ	廃プラ		
	ヘルメット	産廃	廃プラ		
	弁当の容器	産廃	廃プラ		
	包装紙	リサ		内側がプラ加工であれば、リサイクル不可。紙（一廃）とプラ（産廃）の割合が多い方の分類で処理	
	ボールペン	産廃	廃プラ		
	ホッチキス	産廃	廃プラ 金属くず		
	ポリバケツ	産廃	廃プラ		
	保冷剤	産廃	廃プラ		
	ま	マウスパッド	産廃	廃プラ	
		巻尺	産廃	廃プラ	
マグネット		産廃	金属くず		
マッチ		一廃			
メディアケース（CD、DVD等）		産廃	廃プラ		
や	モップ	産廃	廃プラ	ヘッドや柄の材質によっては混合物	
	ライター	産廃	廃プラ 金属くず	中のガスは使い切ること	
	ラップ類	産廃	廃プラ		
	レインコート	産廃	廃プラ		
	レジ袋	産廃	廃プラ		
	れんが	産廃	陶磁器くず		
	ロッカー	産廃	金属くず		
	割り箸	一廃			
	冷蔵（凍）庫	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 p3	

# よくある質問



## Q1 事業活動とは？

A1 商店、会社、飲食店、工場、病院、学校、官公庁、寺社仏閣など、事業所が行う全ての活動を指します。

## Q2 どうして事業系廃棄物は市で収集しないの？

A2 事業系廃棄物は、事業者が自ら、適正に処理する責任があるためです。少量であっても許可業者に委託するか、処分施設に自ら運搬してください。

## Q3 事業所で不要になったプラスチックについて、家庭との分別方法の違いは何ですか？

A3 家庭の場合は一般廃棄物に該当するため、市が定める処理計画に従い、プラスチック製容器包装及びペットボトルは資源ごみとし、その他ゴム手袋などは燃やすごみとして分別されます。一方、事業所の場合は、全てのプラスチック類が産業廃棄物に該当するため、燃やすごみ（事業系一般廃棄物）ではなく、産業廃棄物として分別してください。

### 家庭と事業所との分別方法の違い (具体例)

<p>カップ容器    プラ容器包装    レジ袋</p>	<p>ゴム手袋</p>
<p>家庭では、「プラスチック製容器包装」</p>	<p>家庭では、「燃やすごみ」</p>
<p>ラップ    弁当ガラ    包装フィルム</p>	<p>バケツ、洗面器</p>
<p>事業所では、全て産業廃棄物</p>	

## Q4 事業所で働く人が昼食時に買ったお菓子の袋や弁当のプラ容器は、どう分別するの？

A4 オフィスや工場等の事業所から排出される廃棄物は、事業活動から排出されたものと同様に取り扱うため、産業廃棄物として処理してください。

## Q5 住居と店舗が同じ建物の場合はどう処理するの？

A5 住居での生活に伴って生じたごみは家庭ごみ、店舗の営業に伴って生じたごみは事業系廃棄物として処理してください。



## Q6 事業ごみを家庭ごみ集積所に出したらどうなるの？

A6 廃棄物処理法第16条違反（不法投棄）として、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金またはその併科の対象となります。

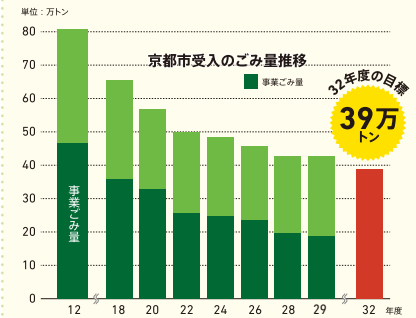


## column ごみの減量のお願い

皆様の御協力・御尽力により、ピーク時の平成12年度に82万トンであったごみの量は、約半分以上まで削減が進みました。5工場あったクリーンセンター（清掃工場）も3工場まで縮小し、ごみ処理費用はピーク時からこの間、年間154億円もの削減ができました。

しかし、今なお、ごみ処理には年間200億円を超える巨額の費用を要しています。また、3工場あるクリーンセンターのメンテナンス時には、2工場で処理するため、目標の年間39万トンまで減量しなければなりません。さらに、京都市の唯一の最終処分場をより長く使用していくため、できる限りごみ量を減らしていく必要があります。

平成12年度のピーク時(82万トン)から  
**半分以下**の目標に向けて更に減量が必要!



## お問合せ

### 一般廃棄物収集運搬業者の紹介

京都環境事業協同組合  
TEL:075-691-5516  
京都市南区吉祥院新田式ノ段町 65

### 産業廃棄物処理業者の紹介

(公社) 京都府産業資源循環協会  
TEL:075-694-3402  
京都市南区東九条中御霊町 53-4 Johnsonビル 2F

### リサイクル業者の紹介

(一社) 京都府産業廃棄物3R支援センター  
TEL:075-352-0530  
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 7  
京都経済センター 4F

### 事業系廃棄物の処理方法等の相談

一般廃棄物  
環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課  
TEL:075-213-4930  
産業廃棄物  
環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課  
TEL:075-366-1394

京都市中京区河原町通二条下る一之  
船入町 384 ヤサカ河原町ビル

### 大規模建築物減量計画書届出等

北、上京、左京、中京、右京の各区  
北部環境共生センター TEL:075-451-0211  
京都市上京区中立売通油小路東入甲斐守町 100

東山、山科、下京、南、西京、伏見の各区  
南部環境共生センター TEL:075-671-0511  
京都市南区西九条森本町 62-1



京都市はSDGsを  
支援しています



この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。